

株式等の決済期間の短縮化に伴う取引制度等の見直しについて

2017年9月27日

株式会社大阪取引所

I. 趣旨

我が国市場における株式等の決済期間の短縮化（T+2化）の実現に向けた検討を行っている「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」が2016年6月に取りまとめた、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」に基づき、当取引所の取引制度等について、以下のとおり所要の改正を行うこととします。

II. 概要

項目	概要	備考
1. 決済期間	<ul style="list-style-type: none"><li>有価証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買は、権利行使日から起算して4日目（休業日を除く。以下同じ。）の日に決済を行うものとする。ただし、権利行使日がオプション対象証券の売買に係る配当落等の期日若しくは株式併合後の株券の売買開始の期日の前日に当たる場合には、権利行使日から起算して3日目の日に決済を行うものとする。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>同様に、顧客から取引参加者への金銭又は有価証券の差し入れ期限を1日前倒しする。</li><li>有価証券オプションの権利行使・割当時の対象有価証券の決済日の詳細は別紙参照。</li></ul>
2. その他	<ul style="list-style-type: none"><li>1. の決済日の変更に伴い、有価証券オプションの権利行使により成立するオプション対象証券の売買に係る決済のた</li></ul>	

	めに貸借取引を行う場合の決済期限を1日前倒しする。 ・その他、所要の改正を行う。	
--	---	--

### Ⅲ. 施行日（予定）

・実施時期は、2019年4月又は5月の連休明けを目途とし、当社、取引参加者及び関係機関における決済期間の短縮化に向けたシステム対応及びテストのスケジュール等を踏まえて決定する。

以 上

	現在	株式等のT+2化実現後
E+4 ⇒ E+3 となるケース (通常)	<p>権利行使日</p> <p>決済日</p>	<p>権利行使日</p> <p>決済日</p>
E+3 ⇒ E+2 となるケース (権利行使日が配当 落ち等の期日の前日 に当たるケース)	<p>権利行使日</p> <p>△</p> <p>配当落ち等の期日の前日 (権利付最終売買日)</p> <p>決済日</p>	<p>権利行使日</p> <p>△</p> <p>配当落ち等の期日の前日 (権利付最終売買日)</p> <p>決済日</p>